

医療安全トピックス TOPICS

Vol.117

宮脇 英恵

日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針—医療安全管理者の質の向上のために—」改定について

●改定の経緯

わが国では、1999(平成11)年の患者取り違え事故を契機に医療安全への関心が高まりました。2001(平成13)年、国は医療安全推進室、医療安全対策検討会議を設置し、医療安全を重要施策の1つとして推進してきました。2002(平成14)年に同検討会議が策定した「医療安全推進総合対策」を基に医療安全管理体制が整備され、さらに2005(平成17)年、同検討会議がまとめた「今後の医療安全対策について(報告書)」に基づき、法令や診療報酬など医療安全に関する施策が一斉に整備されました。

医療安全管理者は、その位置づけや業務、養成研修プログラムの内容を国として統一的に示した「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」(2007[平成19]年)(以下：指針)を踏まえて医療機関に配置されたことにより、その後の医療安全文化の醸成に寄与してきました。

「2018(平成30)年度厚生労働科学研究『今後の医療安全管理者の業務と医療安全管理者養成手法の検討のための研究』(研究代表者：宮崎久義)」は、医療安全管理者の業務の実態および養成研修の内容・方法の現状と課題を明らかにすることを目的に実施されました。研究班は、指針に示された業務内容と、医療安全管理者の実践に大きな乖離はなく、また、医療安全管理者養成研修についても、大きな変更は

必要ないが、時代に合わせた内容の追加・修正が必要と提言しました。

改定版指針は、研究班の提言内容と今般の医療安全に関する動向を反映し、13年ぶりに改定・公表に至ったものです。

●改定版指針における主な変更点

改定版指針は従来同様、「医療安全管理者の業務指針」と「医療安全管理者の養成のための研修プログラム作成指針」の2章から成っています。

1. 医療安全管理者の業務について(医療安全管理者の業務指針)

①組織的な活動、および地域における医療安全管理体制の構築に関する業務について

医療安全管理者は、「『組織全体を俯瞰した』安全管理に関する医療機関内の体制の構築に参画」し、「安全管理に関する『組織的な』活動についての、定期的な評価と円滑な運営に向けての調節を行い、目的に応じた活動が行えるように支援する」とされ、組織管理の視点で活動することが新たに求められました。

また、ここでいう「評価」は「院内の医療安全の向上を目的として各医療機関で実施した安全管理に関する活動を振り返ること」であるとされ、医療安全管理に関する組織的な活動が、医療安全の確保推進に資する効果的な活動となっているか継続的に評価することが求められています。